

事 務 連 絡
令和 8 年 5 月 11 日

各都道府県建築主管課 御中

国土交通省住宅局建築指導課
建築物事故調査・防災対策室

昇降機等における不具合情報の取扱いについて

日頃より建築行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

建築基準法第 12 条に基づく定期報告（以下「定期報告」という。）において報告を受けた昇降機等の不具合等の情報に係る対応については、「建築物、遊戯施設等の安全確保対策について」（平成 20 年 4 月 11 日付国住指第 192 号）により、情報提供をお願いしているところです。そのうち、昇降機に係る部分の運用の詳細については、「建築物等における不具合情報の取扱いについて」（平成 24 年 8 月 31 日付事務連絡）により、お知らせしたところです。

今般、関連通知の改正等を踏まえ、昇降機に係る部分の情報提供の運用の詳細について、下記のとおりとしますので、ご協力をお願いいたします。

また、建築基準法施行令第 129 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 号の改正が令和 7 年 11 月 1 日より施行されたことにより、労働安全衛生法施行令に規定する簡易リフトについては、定期報告を要しないこととされています。

なお、本事務連絡をもって、「建築物等における不具合情報の取扱いについて」（平成 24 年 8 月 31 日付事務連絡）を廃止します。

貴都道府県内の特定行政庁に対して、この旨周知いただくようお願いいたします。

記

1. 国土交通省への不具合情報の提供について

昇降機の定期報告において、特定行政庁に報告のあった不具合情報のうち、戸開走行などの重大な事象につながるおそれのある別紙の不具合（「事故の予防上特に重要と認められる事案」）については、定期検査報告書等に基づき、別添様式に不具合の内容、改善措置等を記入の上、国土交通省に情報の提供をお願いします。

ただし、これら以外の不具合であっても、特に重大な事象につながるおそれがあると考えられるものについては、報告いただくようお願いいたします。

※国土交通省へ報告された不具合情報について、さらに詳細な調査をすることが必要なものについては、詳細な情報の提供をお願いする場合があります。

2. 定期検査報告書に記載する不具合について

定期検査報告書に記載する不具合については、以下のとおりとするよう、あらかじめ関係事業者への周知、定期報告時の指導等により報告者に指導して下さい。

- ①昇降機検査資格者は、所有者等が、緊急通報により、保守会社等に依頼し、修理等した結果を含めたすべての不具合情報について、定期検査報告書の第三面に記載する。
- ②昇降機検査資格者は、発生した不具合事象だけでなく、原因、対応、結果について、保守担当者に確認をし、記載する。
- ③報告対象の不具合のうち、設計段階、製造段階に起因するものについては、より詳細な内容を記載する。

3. 定期検査報告書受領後の特定行政庁の対応について

定期検査報告書受領後、特定行政庁において、国土交通省への報告のほか次の点についてご留意下さい。

- ①「建築物及び昇降機・遊戯施設に係る人身事故等の情報提供について」(令和7年10月31日付国住事防第10号)により個別に国土交通省に対し情報提供の対象となるものがなかったのか確認を行い、該当案件のうち情報提供がされていないものについては、すみやかに国土交通省へ報告を行うこと。
- ②第三面「改善措置の概要等」の欄において改善措置の内容が不明、未定等となっており、改善がなされていないおそれがある不具合については、個別に指導を行うとともに、必要に応じて、改善されるまでの期間の使用停止等を含めた措置を講ずること。

4. 不具合情報の報告方法について

必要事項を記入頂いた別添様式を貴都道府県にて月毎にとりまとめの上、翌月末までに以下の送付先のアドレス宛てに送付してください。尚、送付時のメールのタイトルは“【〇〇県】不具合情報”としてください。

不具合情報の報告先

国土交通省住宅局建築指導課 hqt-kenchiku-jiko@gxb.mlit.go.jp

問い合わせ先

国土交通省住宅局建築指導課 建築物事故調査・防災対策室

直通 03-5253-8951

<別紙>

国土交通省への報告の対象となる不具合は下表のとおりとする。

表 1 報告の対象となる不具合内容及び原因（エレベーター）

不具合が発生した 機器・装置	報告の対象となる不具合内容及び原因
ブレーキ	○ブレーキ自身の不具合（機械部分、回路部分含む） ○ブレーキに起因する全ての不具合
制御装置	○着床誤差が大きい（±100mm以上） ○制御不能 ・指定階に停止不能 ・指定階以外への走行 ・1回の着床でのリレベル動作の繰り返し ・速度の異常 ・減速装置が正常に作動しない
過荷重検出装置	設定値ずれ
主索	○ストランド切れ ○着床停止時の主索と綱車間のスリップ
乗場戸	施錠装置の不良 （かごがその階に停止していないのに、ドアが手で開いてしまう状態）
安全装置	○非常止め装置の作動 ○ファイナルリミットスイッチの作動

表 2 報告の対象となる不具合内容及び原因（エスカレーター）

不具合が発生した 機器・装置	報告の対象となる不具合内容及び原因
電動機	駆動トルク不足
ブレーキ	ブレーキセット値の不足 （停止距離の状況が、基準を満たしていない）
ハンドレール	踏段と著しい速度差が発生又は停止
安全装置	踏段チェーン安全スイッチの作動